業務概要

令和4年度版(令和3年度実績)

島根県中央児童相談所(島根県中央児童相談所隠岐相談室)島根県出雲児童相談所 島根県出雲児童相談所 島根県浜田児童相談所 島根県浜田児童相談所 島根県益田児童相談所

はじめに

島根県児童相談所業務の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和2年の年明けから始まった新型コロナウイルス感染症との闘いは現在も続いており、私たちの社会生活にも様々な影響が出ています。

こうした中、令和3年度に本県の児童相談所が対応した相談件数は2,680件で、前年度比約7.6%の増加となりました。うち児童虐待相談件数は378件で前年度比約3.8%の増加でした。この件数は、児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)が施行された平成12年度の108件に比べ、3.5倍となっています。

なお、全国の児童相談所児童虐待対応件数は、年々増加の一途をたどり、同様な比較をすると、平成2年度実績において、実に11.5倍もの増加となりました。このため、国においては平成28年以降、児童福祉法の理念の明確化、市町村及び児童相談所の体制強化、虐待を受けている児童等の保護者に対する司法関与等の措置を講ずるための法改正等が行われるとともに、平成30年には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」が策定され、児童福祉司の増員等を進めているところです。

また、令和元年6月に成立した改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法では、体罰の禁止や児童相談所の「介入」機能を強化すること等が規定されました。そして、新プランによる計画が進められている最中に発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際に自治体間の引継ぎや情報共有が不十分であったことから、令和3年度には夜間・休日も含め日常的に迅速な情報共有を行う仕組みとして「要保護児童等に関する情報システム」の運用が開始されました。

さらに、国の「社会的養護の課題と将来像」が全面的に見直され、「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられた事を受け、本県においても「島根県社会的養護体制推進計画」を全面的に見直し、令和2年3月に「島根県社会的養育推進計画」を策定しました。この計画では、「家庭養育優先原則」を徹底するため、里親委託率に数値目標を定めるとともに、施設の小規模化や地域分散化等を推進し、子どもの最善の利益の実現を目指しています。

この事業概要は、令和3年度の島根県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務にご活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、各関係機関・団体の皆様方には、特段のご 理解、ご協力をお願い申し上げます。

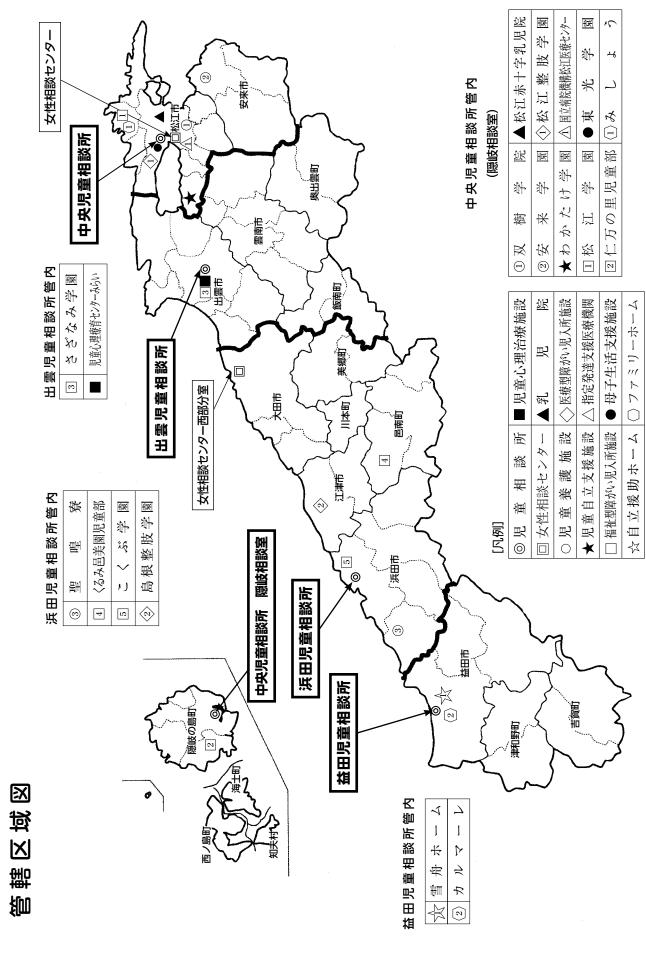
令和4年9月

島根県中央児童相談所 寺本年生島根県中央児童相談所隠岐相談室 竹崎 尋島根県出雲児童相談所 眞邊 玲子島根県浜田児童相談所 長谷川美穂島根県浜田児童相談所 嶋田 隆

目 次

は	じめに		
씥	轄区域	域図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
組	織およ	てび管内状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	見童相	淡の部】	
	I 業	美務説明	
	1	相談業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2	児童相談所のはたらきと関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	各種事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	I 令	3和3年度相談状況	
	1	相談受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	2	相談種別·····	17
	3	経路別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4	相談種類別対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	5	相談種別ごとの状況	
	(1)	養護相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
		養護相談の理由別対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(2)	障がい相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(3)	非行相談 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	(4)	育成相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	Ⅲ 絣	計資料	
	市町	J村別人口・児童数・相談受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	1	経路別児童受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	2	相談種類別児童受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	3	年齡別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	4	相談種類別対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	5	児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	6	児童福祉施設一覧及び入所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

IV	令和3年度児童虐待相談補助統計	
	【虐待相談の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	【被虐待児の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	【虐待者の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	【家族形態】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	【家庭環境】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	【統計項目】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
【女性	生相談の部】	
Ι	業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
Ι	女性支援の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48



組織および管内状況

児童相談所名	フロッカスグレージ 中央児童相談所			出雲児童相談所		
	〒 690-0823 松江市西川津町3					
	TEL 代表 (0852)		168	 〒 693-0051 出雲市小山町70		
所在地	FAX (0852) 21-316	TEL 代 表(0853)21-0007				
電話	(隠岐相談室) 〒 685-0015 隠岐郡隠岐の島町	洪町七口	2.4		-,	
FAX	TEL 代 表(085 ⁻			女性相談専用(085)		-8789
	女性相談専用(085			FAX (0853) 21-00	4 /	
	FAX(08512)2-9718 設置年月日 昭和23年8月1日 昭和35年12月 職員数 内会計年度 任用職員数					
設置年月日			昭和35年12月1日			
		職員数	内会計年度		職員数	内会計年度
		58	10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 職員合計	43	任用職員数
	郵貝口司	1	30	蝦貝ロ司	1	<u> </u>
	副所長	1		副所長	1	
	調整監	1		83712		
	総務企画・女性連携スタッフ 計	3		総務・女性相談スタッフ 計	6	2
	調整監	1		庶務会計	2	
	庶務会計	1		里親•女性相談担当	2	
	里親•女性相談担当	1		女性相談員	2	2
	相談支援課計	13	3	相談支援課計	11	2
	課長	1		課長	1	
	係長	2		係長	2	2
	保健師 児童福祉司等	9	3	児童福祉司等 判定保護課 計	8 24	2 17
	75単価性 9年 初期対応支援スタッフ 計	5	3	刊と休暖味 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1	1 7
	企画幹	1	3	係長	2	
	児童福祉司等	4	3	児童心理司等	4	1
	判定保護課計	31	23	児童指導員	3	2
組織及び職員数	課長	1		調理員	3	3
	係長	2		夜間等児童指導員	8	8
	児童心理司等	4	1	保健師	1	1
	児童指導員	6	4	学習支援員	2	2
	調理員	3	3			
	夜間等児童指導員(児童支援員含む) 学習支援員	14 1	14			
	子首又接見	3	1			
	室長	1	<u>'</u>			
	上口	1				
	女性相談 • 児童家庭相談員	1	1			
	非常勤嘱託医師 計	3	3	非常勤嘱託医師 計	2	2
	精神科医	1	1	精神科医	1	1
	整形外科医	1	1	小児科医	1	1
	小児科医	1	1			
	児童虐待相談等嘱託員 計	3	3	児童虐待相談等嘱託員 計	1	1
	精神科医 産婦人科医	1	1			
	<u>/ 住</u> 婦人科医 弁護士	1	1	 弁護士	1	1
	2市3町1村	'		2市2町	'	'
 管轄区域	松江市・安来市	i		出雲市・雲南市	i	
	隠岐郡					
面積(k ㎡)	1000		1,339.84	.=2 5200		1,788.43
人口			257,639			224,287
児童人口			39,106			35,181
保育所			104			80
認定こども園			16			10
幼稚園			36			35
小学校			60			63
中学校			29			27
義務教育学校			3		-	0
特別支援学校			6			<u>1</u> 4
福祉事務所 保健所			2			2
			<u></u>			2
主任児童委員数						88
児童委員数			640			580

- (注) 1. 人口及び児童人口は令和3年10月1日現在(島根県推計人口) 2. 組織及び職員数:令和3年4月1日現在 3. 保育所は保育所型認定こども園含む、認定こども園は幼保連携型・幼稚園型・地域裁量型含む

浜田児童相談所 益田児童相談所 〒697-0005 浜田市上府町イ2591 〒 698-0041 益田市高津四丁目7-47 表(0855)28-3560 TEL 代 表(0856)22-0083 女性相談専用(0855)28-3434 女性相談専用(0856)31-1886 FAX (0855) 28-3565 FAX (0856) 22-0075 昭和24年4月1日 昭和38年4月1日 内会計年度 任用職員数 内会計年度 職員数 職員数 任用職員数 37 31 17 職員合計 18 職員合計 所長 1 所長 1 副所長 1 副所長 1 総務・女性相談スタッフ 3 総務・女性相談スタッフ 計 1 計 3 1 庶務会計 1 庶務会計•女性相談担当 1 里親•女性相談担当 1 里親 • 庶務会計担当 女性相談員 女性相談員 1 2 2 相談支援課 計 11 相談支援課 課長 1 課長 1 2 係長 児童福祉司等 5 2 児童福祉司等 2 保健師 保健師 1 判定保護課 計 19 14 判定保護課 計 21 15 課長 1 課長 1 児童心理司 3 児童心理司等 児童指導員 2 4 4 1 児童指導員 5 3 2 2 調理員 調理員 2 2 夜間等児童指導員 8 8 夜間等児童指導員 8 8 学習支援員 1 1 学習支援員 1 1 非常勤嘱託医師 計 非常勤嘱託医師 計 2 4 4 2 精神科医 1 1 精神科医 1 1 整形外科医 1 1 小児科医 1 1 小児科医 2 2 2 2 児童虐待相談等嘱託員 児童虐待相談等嘱託員 計 計 3 3 精神科医 1 1 精神科医 1 1 心療内科医 1 1 弁護士 1 1 弁護士 1 1 3市3町 1市2町 浜田市・大田市・江津市 益田市 邑智郡 鹿足郡 2,202,90 1,376.72 125,855 57,026 7,977 16,890 75 43 2 1 9 5 50 24 25 14 0 O 4 1 6 3 2 1 4 2 62 31 518 242

児童相談の部

I 業務説明

1 相談業務の概要

(1) 児童相談所では、原則として18歳未満の子どもの次のような相談に応じています。

	種 類	内容				
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行など (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要など (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における 配偶者、家族に対する暴力など (4) 保護の怠慢・拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児など				
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等 児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。				
保	健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、 その他の疾患(精神疾患を含む。)を有する児童に関する相談。				
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。				
障	視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む。)、ろう(難聴を含む。)等視聴覚障がい児に関する相談。				
がい	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達 遅滞を有する児童等に関する相談。				
相	重症心身障がい相談	重症心身障がい児(者)に関する相談。				
談	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。				
	発達障がい相談	自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症等の児童に関する相談。				
非行相	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったと思料されても警察署からの通告のない児童に関する相談。				
談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して 家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。				

育	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙(かんもく)、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
成相	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談。
談	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ	の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談。里親等の相談。

^{*}平成16年の児童福祉法改正により、市町村が、児童・妊産婦の福祉に関しての相談に応じ、調査及び指導などを行うこととされました。また、児童相談所の業務としては、市町村に対する必要な援助を行うこと、児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること等が規定されました。

(2) 児童相談所での相談は次のように行います。

面接 楽な気持ちで、なんでも遠慮しないで相談していただきます。

調 査 子どもの生育歴や、家庭や学校、地域の環境、援助に関する意向などを調査します。

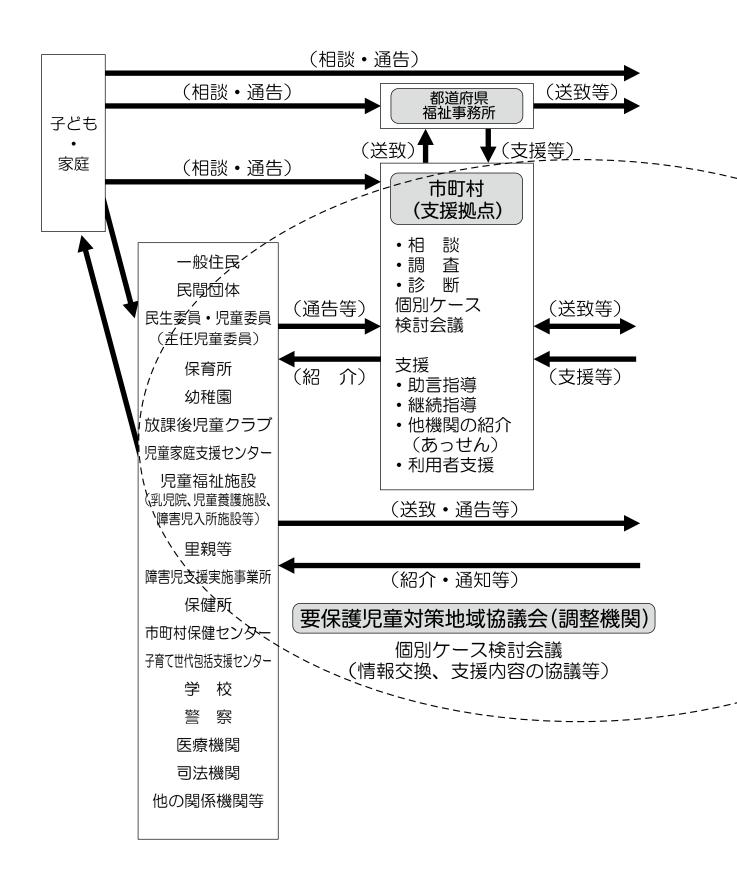
診断 小身の状況や家庭や学校などの適応状況、対人関係などについて、心理検査や必要に応じて専門医の診察、あるいは一時保護を行い子どもの生活行動や態度を観察するなどして、子どもの状況や家庭、地域状況等について客観的な診断を行います。

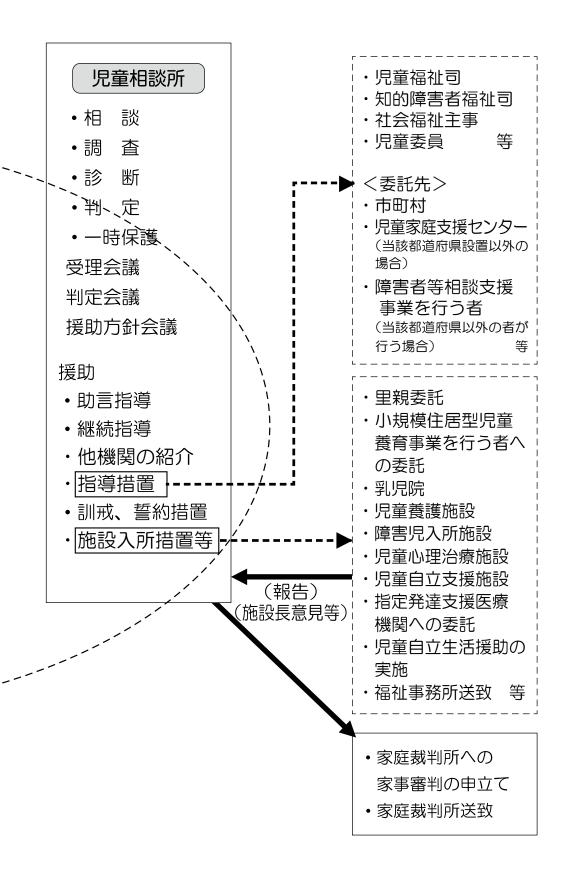
| **判 定**| これら社会診断、医学診断、心理診断、行動診断とその他の診断をもとに総合的な診断(判定)を行います。

| 接助 | このようにして導き出した判定をもとに、最も効果的な援助を行います。 様々な問題に対して、援助方針に基づき、助言や心理療法、カウンセリング等の指導を行ったり、児童福祉司や児童委員による指導をしたり、さらに必要があれば里親あるいは施設において援助を行います。

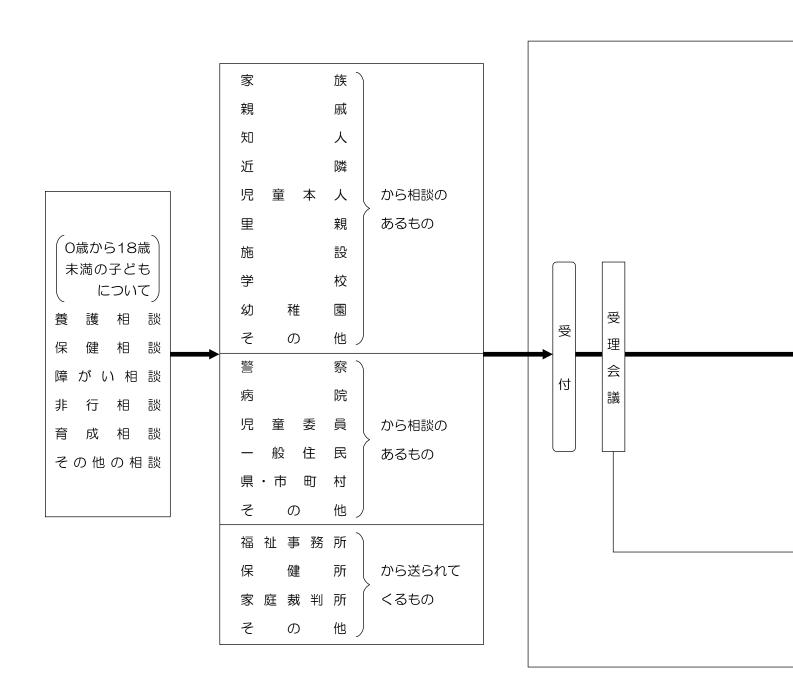
2 児童相談所のはたらきと関係機関

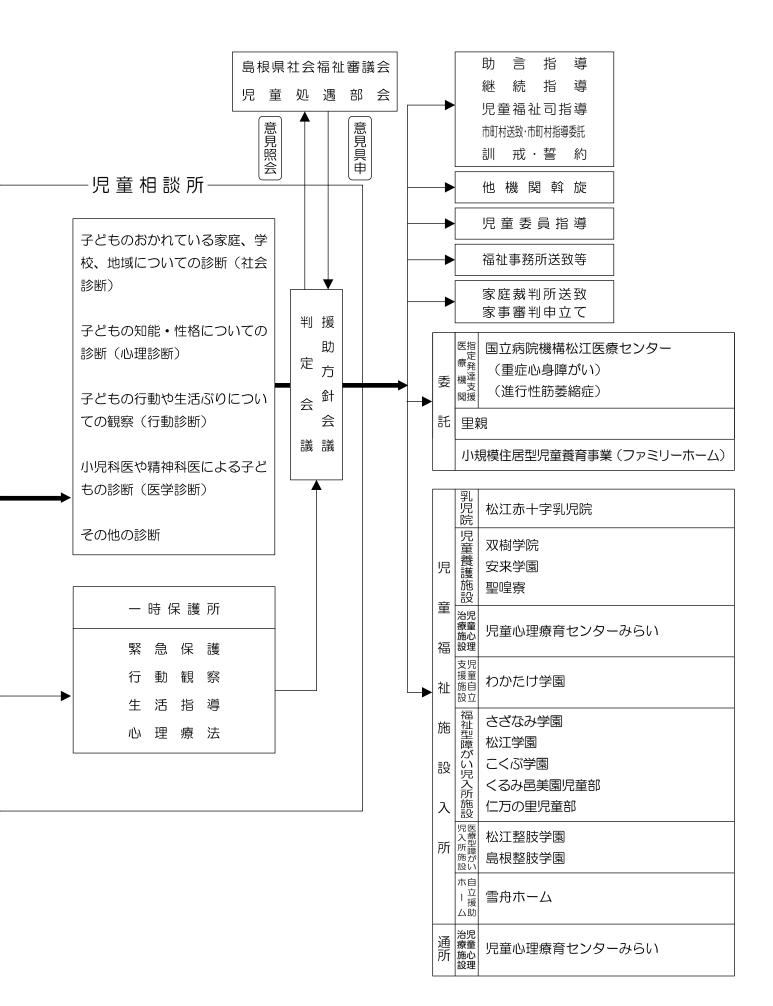
(1) 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図





(2) 児童相談所と関係機関とのフロー図





3 各種事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

虐待相談対応機能強化のため、弁護士相談、カウンセリング、医療的な相談に対応できるよう 嘱託員を配置しています。

〈令和3年度実施状況〉

中央:嘱託弁護士相談22回、嘱託医師相談 1回 出雲:嘱託弁護士相談16回、嘱託医師相談 2回 浜田:嘱託弁護士相談15回、嘱託医師相談 0回 益田:嘱託弁護士相談22回、嘱託医師相談 0回 ※嘱託医相談回数:医療的機能強化事業による実施回数

(2) 児童社会体験促進事業

引きこもり等の児童で社会とのつながりが希薄である等、社会性を身につけることが必要であると判断されるにもかかわらず、そのきっかけがつかめない児童等に対し、社会福祉施設、民間企業等において、社会経験の機会を提供することにより、その児童等の自主性や社会性の向上を図ることを目的として実施しています。

〈令和3年度実施状況〉

中央: 実績なし 出雲: 実績なし 浜田: 実績なし 益田: 実績なし

(3) 引きこもり等児童集団指導事業

引きこもり等の児童を対象に、宿泊による集団場面での処遇を通して情緒の安定と回復・成長を図ることを目的に実施しています。

○宿泊指導(集団キャンプ)

キャンプ地及び一時保護所を利用し、キャンプを行っています。

〈令和3年度活動数〉

中央: 実績なし 出雲: 実績なし 浜田: 実績なし 益田: 実績なし

(4) 家庭生活体験事業

保護者が育児不安等の理由により一時的に他の家庭での養育を希望する児童又は児童福祉施設入所児童が家庭生活を体験することにより、社会性の育成、情緒の安定及び退所後の自立を促進することを目的としています。また、併せて里親制度の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることとしています。

〈令和3年度実施状況〉

中央:実績なし

出雲:対象児童 1名 2回実施

浜田:実績なし 益田:実績なし

(5)研修(令和3年度児童相談所開催分)

○児童相談所等新任職員研修

児童相談所、わかたけ学園、女性相談センター等に勤務することになった新任職員に対し、職務に対する理解を深めるとともに、資質の向上を図る事を目的に、児童福祉の基本的業務に関する研修を実施しています。

(前期) 令和3年5月20日(木) ~ 5月21日(金)

場所:松江合同庁舎 受講者: 45名

内容:

- ○児童相談所の仕組みと機能
- ○児童相談業務について
- 〇心理業務について(心理診断・心理支援)
- ○調査業務について(社会診断・ケースワーク)
- ○一時保護業務について(行動診断・生活支援)
- ○里親制度について
- ○面接及びケース記録の基礎
- ○児童虐待相談の実態と虐待通告への対応
- ○虐待アセスメントについて *ワークショップ

(後期) 令和3年11月18日(木)~11月19日(金)

開催方法: 18日 オンライン (V-Cube)

19日 集合研修 於:松江合同庁舎

受講者:37名

内容:

- Oより良い支援をするためのポイント
- ○児童相談所のこれから
- 〇女性相談(DV)について
- 〇心理検査について
- 〇児童虐待ケースへの対応 *ワークショップ
- ○グループミーティング

〇児童虐待対応職員専門性向上研修会

児童虐待対応を行う職員の専門性を高めることを目的とし、広く関係機関・施設職員の参加を 呼びかけ開催しています。

日 時:令和4年2月28日(月)13:30~16:30

開催方法:オンライン(V-Cube) 出席者:52名

講 師:井上 直子 氏(堺市子ども相談所 参事役(前所長))

北谷 多樹子 氏(堺市子ども相談所 児童心理司)

研修テーマ:児童虐待の初期対応について

○児童相談所職員研究協議会

児童相談所業務の適正かつ円滑な執行や児童福祉の向上発展に寄与することを目的として、県 内4児相に勤務する職員で「児童相談所職員研究協議会」を組織し、児童相談業務の連絡調整及 び調査研究や研修報告会、部会の開催などを行っています。

「所長会・幹事会」

日時:令和3年4月22日(木) 実施方法:対面会議

幹 事:中央児童相談所

•「総務•女性相談部会」

日時:令和4年3月14日(月) 実施方法:テレビ会議

> 幹 事:出雲児童相談所

•「相談部会」

日時:令和3年12月21日(火) 幹 事:浜田児童相談所

*書面による会議

•「判定部会」 未実施

•「一時保護部会」

日時:令和4年2月1日(火)・2日(水) 幹 事:益田児童相談所

*書面による会議

(6) その他

〇子どもと家庭電話相談事業

家庭及び地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑かつ多様化していること から、子どものいる家庭等の悩み、問題等について、早期に適切な援助を行うための専用の電話 相談室を設け、相談事業を行っています。(平成4年12月から全県で実施。平成7年度から相 談日を増やし受付時間を延長。平成9年4月からフリーダイヤル化。平成15年6月から日曜日 も相談実施、受付時間を2時間延長。)

相 談 日:毎 日(祝日・12/29~1/3は休み)

令和3年度受付件数

受付時間:午前9時から午後9時半まで

522件 相談別件数 (養護相談 0件) (保健相談 6件)

> (障がい相談 6件) (非行相談 0件) (育成相談 68件)

> 442件) (その他

乳児院における短期入所制度

乳幼児を養育する保護者が、出産、傷病、病気看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合など特別の事情により、一時的に養育が困難となったときに乳幼児を短期間乳児院に入所させることによって、子どもの健全な育成を図っています。

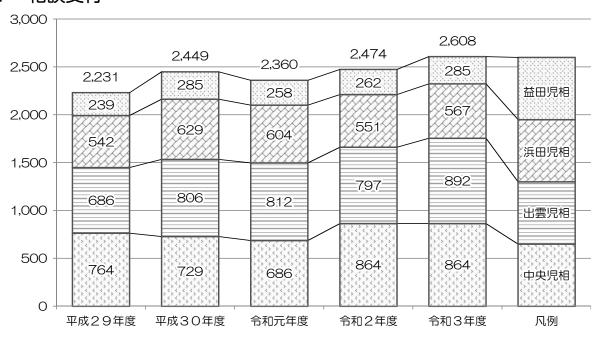
里親制度

里親制度とは、児童福祉法の規定に基づき、虐待や親の病気など様々な事情により家庭で生活することができない子どもを里親家庭に迎え入れ、実親に代わって養育する制度です。「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」があります。

平成 28 年の児童福祉法改正で、家庭養育優先の理念が規定され、実親による養育が困難な場合には、里親による養育等を推進することが明確になりました。そして、この改正法の理念を具体化するため、平成 29 年8月に、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省の検討会において取りまとめられました。島根県においても、令和2年3月に「島根県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進等に向けた様々な取組みを行うこととしています。

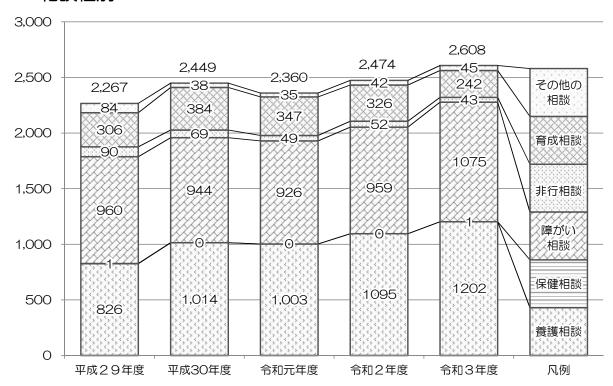
Ⅱ 令和3年度相談状況

1 相談受付



- 〇令和3年度の相談件数は2,608件で、前年度より134件増加し、過去5年で最も多い件数になっている。
- 〇前年度に比べて、出雲、浜田、益田児童相談所の相談件数は増加。中央児童相談所は前年度と同数 の相談件数であった。

2 相談種別

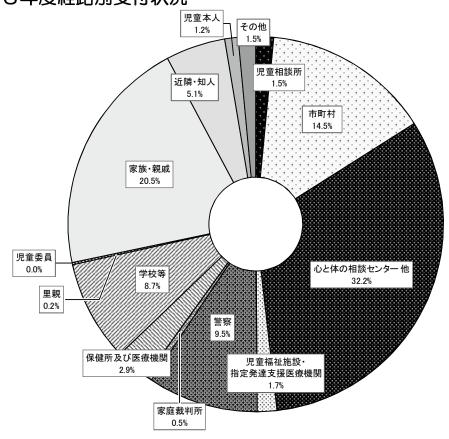


〇相談種別で見ると「養護相談」が1,202件(46.1%)で最も多く、次いで「障がい相談」が1,075件(41.2%)、「育成相談」が242件(9.3%)の順となっている。

3 経路別受付状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童相談所	58	49	55	51	40
市町村	410	462	427	405	377
心と体の相談センター 他	594	607	661	715	840
児童福祉施設• 指定発達支援医療機関	50	57	59	51	44
警察	187	243	185	202	248
家庭裁判所	5	10	6	11	14
保健所及び医療機関	34	33	33	36	76
学校等	264	302	295	322	226
里親	4	2	5	5	5
児童委員	1	4	1	2	0
家族•親戚	522	546	466	481	535
近隣•知人	58	85	114	149	134
児童本人	18	13	14	14	30
その他	26	36	39	30	39
計	2,231	2,449	2,360	2,474	2,608

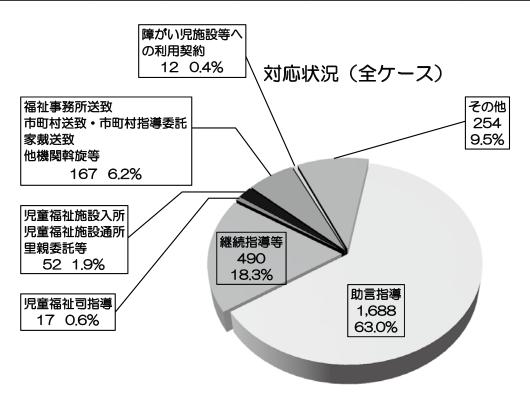
令和3年度経路別受付状況



- 〇療育手帳の交付判定が大半を占める「心と体の相談センター他」を除けば、「家族・親戚」からの相談が535 件(20.5%)で最多となっている。
- ○令和2年度との比較では、「児童本人」(+16件、+114.3%) や「保健所及び医療機関」(+40件、+111.1%) の増加が顕著であった一方、「学校等」(△96件、△29.8%) 等は減少が見られた。

4 相談種類別対応状況

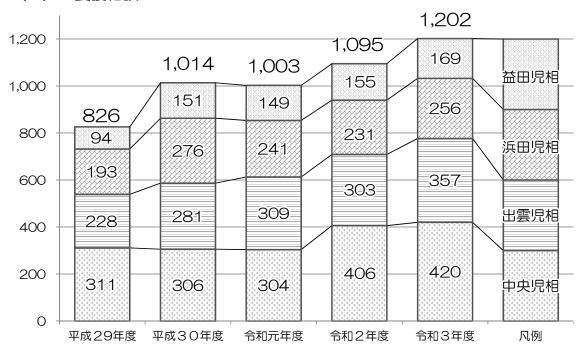
	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
助言指導	455	1	1,031	8	178	15	1,688
継続指導	405	0	2	29	52	2	490
他機関斡旋•紹介	73	0	1	0	3	4	81
児童福祉司指導	14	0	0	3	0	0	17
児童委員指導	0	0	0	0	0	0	0
市町村指導委託	2	0	0	0	0	0	2
市町村送致	81	0	0	0	1	0	82
福祉事務所への送致・通知	0	0	0	0	0	0	0
訓戒•誓約	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設入所	40	0	0	5	2	0	47
児童福祉施設通所	0	0	0	0	0	0	О
指定発達支援医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0
里親委託	5	0	0	0	0	0	5
家庭裁判所へ送致	0	0	0	2	0	0	2
障がい児施設等への利用契約	1	0	11	0	0	0	12
その他	193	0	26	1	10	24	254
計	1,269	1	1,071	48	246	45	2,680



- ※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数の合計は一致しない。
- 〇「助言指導」が1,688件(63.0%)で最も多く、次いで「継続指導」が490件(18.3%)となっており、 これらの対応種別でおよそ8割を占めている。
- 〇前年度の対応と比較すると、「市町村送致」(前年度比+32件、+64.0%)、「継続指導」(同+103件、+26.6%)等の増加が見られる。一方、「里親委託」(同 $\Delta7$ 件、 $\Delta58.3$ %)、「障がい児施設等への利用契約」(同12件、 $\Delta50.0$ %)等については減少している。

5 相談種別ごとの状況

(1) 養護相談



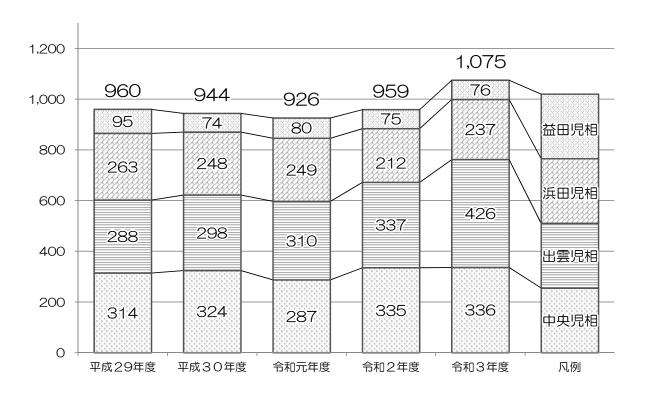
○養護相談の件数は1,202件で、令和2年度に比べて107件増加。この5年で最も多くなっている。 ○令和2年度に比べ、いずれの児童相談所も増加が見られる。

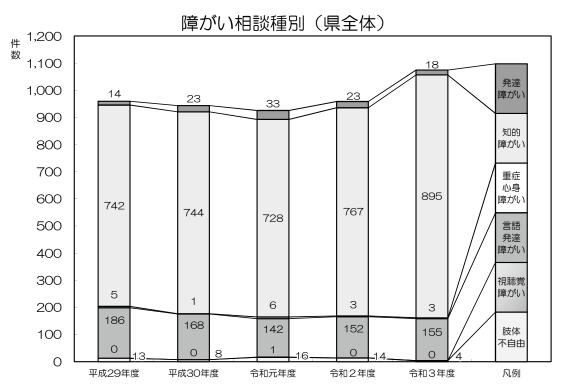
養護相談の理由別対応状況

						 家庭					
			家出	死 亡	離婚	傷病	虐待 その他		その他	小 計	計
	中	央	0	0	Ο	2	3	4	0	9	
児童福祉	出	雲	0	0	О	0	7	4	0	11	40
施設入所	浜	\blacksquare	0	0	0	0	11	1	0	12	40
	益	\blacksquare	0	0	0	0	8	0	0	8	
	中	央	0	0	0	0	2	1	0	3	
田如禾訂	出	雲	0	0	0	0	0	1	0	1	5
里親委託	浜	Ш	0	0	0	0	1	0	0	1	
	益	Ш	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中	央	0	0	2	31	63	183	31	310	000
一 一 一 五 位 七 首	出	雲	1	0	2	7	96	165	9	280	
面接指導	浜	\blacksquare	0	1	0	3	93	78	34	209	933
	益	Ш	0	0	0	6	60	54	14	134	
	中	央	0	1	0	3	21	82	11	118	
その他	出	雲	0	0	0	2	15	55	4	76	201
	浜	Ш	0	0	0	0	29	31	9	69	291
	益	Ш	0	0	0	1	15	9	3	28	
Ē	+		1	2	4	55	424	668	115	1,269	1,269
構原	戈	比	0.1	0.2	0.3	4.3	33.4	52.6	9.1		

※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と 対応件数と未対応件数の合計は一致しない。

(2) 障がい相談

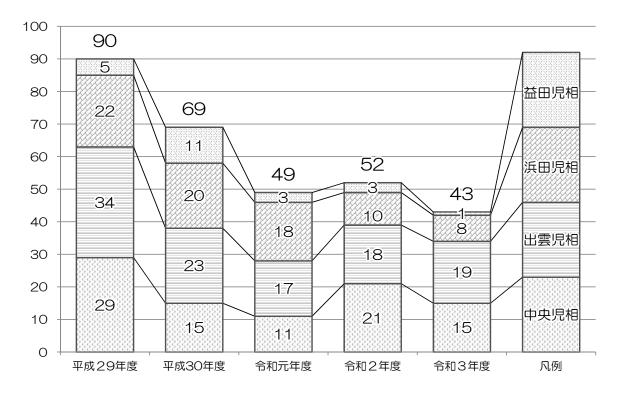




○障がい相談の件数は1,075件で、前年度より116件増加し、過去5年で最も多い件数になっている。 ○内訳では、「知的障がい相談」が895件(83.3%)で最も多く、次いで「言語発達障がい相談」が155件 (14.4%)となっている。

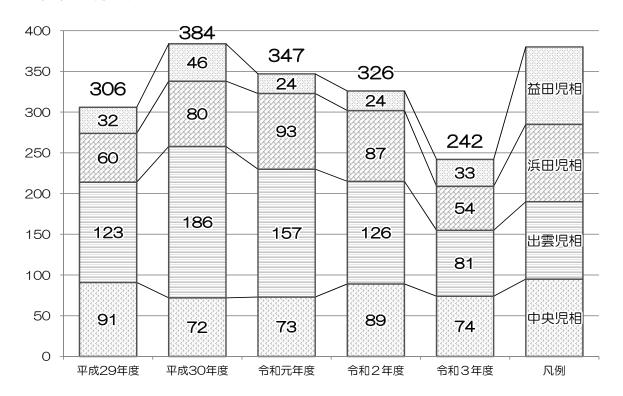
〇なお、障がいのある児童に関する相談であっても、相談の主訴が「養護相談」や「非行相談」など、別の 相談種別に該当するものは、当該相談種別に分類している。

(3) 非行相談

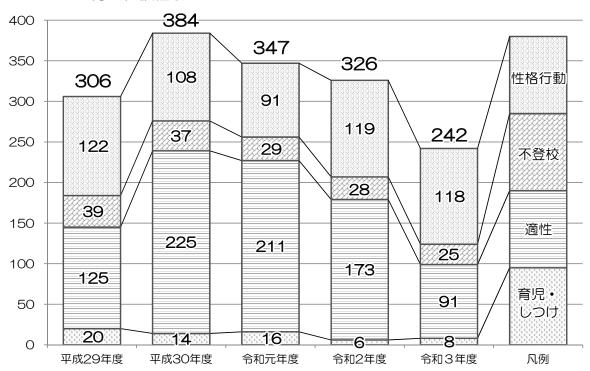


〇非行相談の件数は43件で、令和2年度に比べて9件の減少。ここ数年、減少傾向が見られる。

(4) 育成相談



育成相談種別



○育成相談の件数は242件で、前年度より84件減少し、過去5年で最も少ない件数になっている。 ○内訳別では、「適性相談」が91件で、令和2年度に比べて大幅に減少している(△82件)。

Ⅲ 統計資料 市町村別人□・児童数・相談別受付状況

児		市	人	児	養護	相談	保		β	章がいね	相談
					児	そ		肢	視	言	重
		⊞J			童	の	健	体	聴	言語発達障が	症
相				童	虐			不	覚 障	達暗	心 身 障 が
		村			待	他	相	自	が		障 が
					相	相		由 相	۲J	い 等 相	61
別		別		数	談	談	談	談	相談	相 談	相 談
	松	江市	202,280	31,300	50	279	1	2	0	17	0
	安	来市	36,420	5,197	10	38	0	0	0	0	0
中央		海士町	2,292	373	0	1	0	0	0	Ο	0
中央児童相談所管内	 隠岐郡 ·	西ノ島町	2,741	283	0	2	0	0	0	0	0
相談	PILL WX TP	知 夫 村	623	69	2	0	0	0	0	0	0
所		隠岐の島町	13,283	1,884	11	23	0	0	0	0	0
内	管	外	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	不	明	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	小	計	257,639	39,106	73	347	1	2	0	17	0
	出	雲市	172,871	28,303	93	200	0	0	0	91	0
	雲	南市	35,303	4,886	12	19	0	0	0	0	0
児童	仁多郡	奥出雲町	11,611	1,411	1	4	0	0	0	0	0
出雲児童相談所管内	飯石郡	飯南町	4,502	581	2	17	0	0	0	0	0
所	管	外	0	0	1	5	0	0	0	0	0
内	不	明	0	0	0	3	0	1	0	0	0
	小	計	224,287	35,181	109	248	0	1	0	91	0
	浜	市田	53,676	7,056	59	76	0	0	0	6	1
\ \ <u>\</u>	大	田市	32,299	4,363	26	33	0	0	0	1	0
浜 田	江	津 市	22,471	3,101	23	20	0	1	0	36	0
児 童	-	川本町	3,187	448	0	0	0	0	0	0	1
相談	邑智郡	美郷町	4,229	566	0	3	0	0	0	0	0
浜田児童相談所管内		邑南町	9,993	1,356	6	5	0	0	0	3	0
呙	管	外	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	不	明	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	小	計	125,855	16,890	114	142	0	1	0	47	2
益	益	市田	44,366	6,509	77	71	0	0	0	0	1
出児	 鹿足郡 -	津和野町	6,763	766	2	8	0	0	0	0	0
益田児童相談所管内		吉賀町	5,897	702	3	7	0	0	0	0	0
談所	管	外	0	0	0	1	0	0	0	0	0
管	不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 小	計	57,026	7,977	82	87	0	0	0	0	1
	市町村	寸 計	664,807	99,154	378	824	1	4	0	155	3

※人口及び児童数は令和3年10月1日現在(島根県推計人口)

		非行	相談		育成	相談		そ	合	۷١	児
知的	発 達	ぐ 犯	触 法	性 格	不登	適	育児	の		じめ	童買春
障 が が	障 が	行為	行 為	行	豆 校	性	・ し	他		相	等被
\ \(\lambda_1 \)	()	等	等	動		相	つけ	の +5		談	害相
相	相	相	相	相	相		相	相		再	談 再
談	談	談	談	談	談	談	談	談	計	掲	掲
240	7	5	3	44	6	7	2	14	677	0	0
45	0	2	4	5	1	0	0	0	105	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
16	0	0	0	1	0	1	0	0	52	0	0
1	0	1	0	1	0	0	0	1	5	0	0
0	0	0	0	2	3	0	1	3	12	0	0
310	7	8	7	53	10	8	3	18	864	0	0
273	6	2	14	32	6	33	2	8	760	0	0
32	1	0	1	4	0	2	0	1	72	0	0
7	0	0	1	0	0	0	0	0	13	0	0
8	0	0	1	2	0	0	0	0	30	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
327	7	2	17	38	6	35	2	9	892	0	0
77	3	1	2	9	1	9	0	3	247	1	0
46	0	0	4	2	3	5	0	5	125	0	0
34	0	0	0	1	1	20	0	0	136	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
16	0	0	1	3	0	0	0	0	34	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
184	3	1	7	15	5	34	0	12	567	1	0
55	1	0	0	8	4	13	3	4	237	1	0
6	0	0	0	1	0	1	0	1	19	0	0
13	0	0	1	3	0	0	0	1	28	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	1	0	1	12	4	14	3	6	285	1	0
895	18	11	32	118	25	91	8	45	2,608	2	0

1 経路別児童受付状況

	経路別	ŧ	都道府! • 市町	 県 吋	児童	部	藝	家	 保健原 医療	「及び 機関	学	 校	 -	里	児童	家	近	児	そ			(再	揭)	
	別 \ \	児童	市	心と体の相談センタ	福祉施設•指定発	定こ	察	庭裁	保	医療	幼	学	教育委		児童委員(通告の	族	潾	童	0	<u>=</u> †	措置	期間	巡	電話
児相別		相談所	町村	談センター外	福祉施設•指定発達支援医療機関	ども、園	等	判所	健所	機関	稚園	校	員会等	親	の仲介を含む)	親戚	知人	本人	他		変更	延長	相談	相談
ф	男	8	49	184	10	0	29	3	8	12	0	13	1	0	0	136	40	8	4	505	3	5	0	23
'	女	6	29	104	10	0	32	1	11	9	0	29	1	3	0	76	34	7	7	359	4	6	0	17
央	計	14	78	288	20	0	61	4	19	21	0	42	2	3	0	212	74	15	11	864	7	11	0	40
出出	男	8	104	181	9	0	60	1	5	4	0	23	24	0	0	108	14	3	9	553	1	1	0	13
	女	4	40	114	7	0	36	4	2	6	0	23	15	0	0	60	18	3	7	339	1	1	0	15
雲	計	12	144	295	16	0	96	5	7	10	0	46	39	0	0	168	32	6	16	892	2	2	0	28
浜	男	4	55	123	1	0	33	2	2	4	0	11	26	1	0	53	13	2	3	333	1	1	0	3
	女	6	32	73	2	0	25	3	6	3	0	16	17	1	0	35	6	7	2	234	0	3	0	6
	計	10	87	196	3	0	58	5	8	7	0	27	43	2	0	88	19	9	5	567	1	4	0	9
益	男	3	39	40	3	0	22	0	0	2	0	10	11	0	0	39	4	0	3	176	3	3	0	4
	女	1	29	21	2	0	11	0	1	1	0	4	2	0	0	28	5	0	4	109	1	1	0	3
	計	4	68	61	5	0	33	0	1	3	0	14	13	0	0	67	9	0	7	285	4	4	0	7
計	男	23	247	528	23	0	144	6	15	22	0	57	62	1	0	336	71	13	19	1,567	8	10	0	43
	女	17	130	312	21	0	104	8	20	19	0	72	35	4	0	199	63	17	20	1,041	6	11	0	41
合	計	40	377	840	44	0	248	14	35	41	0	129	97	5	0	535	134	30	39	2,608	14	21	0	84
構用	戊比	1.5	14.5	32.2	1.7	0.0	9.5	0.5	1.3	1.6	0.0	4.9	3.7	0.2	0.0	20.5	5.1	1.2	1.5	100.0				

2 相談種類別児童受付状況

	相	養護	相談	保		 障	がし	1 相	談		非行相談 育成相談					炎	そ	
児相別	相談種別	児童虐待相談	その他の養護相談	健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	の他の相談	= +
ф	件 数	73	347	1	2	0	17	0	310	7	8	7	53	10	8	3	18	864
央	構成比	8.4	40.2	0.1	0.2	0.0	2.0	0.0	35.9	0.8	0.9	0.8	6.1	1.2	0.9	0.3	2.1	
出	件 数	109	248	0	1	0	91	0	327	7	2	17	38	6	35	2	9	892
雲	構成比	12.2	27.8	0.0	0.1	0.0	10.2	0.0	36.7	0.8	0.2	1.9	4.3	0.7	3.9	0.2	1.0	
浜	件 数	114	142	0	1	0	47	2	184	3	1	7	15	5	34	0	12	567
	構成比	20.1	25.0	0.0	0.2	0.0	8.3	0.4	32.5	0.5	0.2	1.2	2.6	0.9	6.0	0.0	2.1	
益	件数	82	87	0	Ο	0	Ο	1	74	1	Ο	1	12	4	14	3	6	285
	構成比	28.8	30.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	26.0	0.4	0.0	0.4	4.2	1.4	4.9	1.1	2.1	
計	件 数	378	824	1	4	0	155	3	895	18	11	32	118	25	91	8	45	2,608
σT	構成比	14.5	31.6	0.0	0.2	0.0	5.9	0.1	34.3	0.7	0.4	1.2	4.5	1.0	3.5	0.3	1.7	100.0

3 年齢別受付状況

相談種別	養	護	保		障	がし	1 相	談		非行	相談	育	· 成	相言	淡	そ		
性別 年齢別	児童虐待相談	その他の相談	健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性 相談	育児・しつけ相談	の他の相談	計	児童虐待通告(再掲)
0	25	70	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	101	40
1	16	58	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1	1	83	36
2	14	38	0	0	0	3	0	9	0	0	0	1	0	0	1	0	66	34
3	15	56	0	0	0	39	1	34	0	0	0	0	0	1	0	2	148	42
4	30	52	0	0	0	46	0	29	0	0	0	0	0	1	1	3	162	52
5	18	47	0	0	0	41	0	42	1	0	0	0	0	16	3	5	173	41
6	27	46	0	0	0	22	0	64	1	0	0	2	0	13	0	2	177	55
7	31	48	0	0	0	0	0	53	2	0	0	9	1	2	0	2	148	53
8	24	31	0	1	0	0	0	44	0	0	2	6	1	5	1	1	116	37
9	18	37	0	0	0	0	0	46	0	0	1	8	0	5	0	2	117	36
10	22	40	0	0	0	1	0	48	3	1	1	15	5	3	0	2	141	47
11	27	52	0	0	0	0	1	49	0	0	2	8	6	25	0	2	172	56
12	26	41	0	0	0	1	1	53	0	4	10	17	4	10	1	3	171	42
13	23	44	0	0	0	1	0	60	0	0	7	16	1	0	0	4	156	44
14	23	45	1	0	0	0	0	88	2	3	5	15	1	3	0	2	188	41
15	15	38	0	0	0	0	0	63	0	1	2	9	4	0	0	4	136	24
16	12	16	0	0	0	0	0	62	2	2	0	7	0	0	0	1	102	18
17	12	43	0	0	0	0	0	86	6	0	2	5	2	7	0	3	166	26
18才以上	0	22	0	2	Ο	1	0	58	Ο	0	0	0	Ο	0	0	2	85	0
計	378	824	1	4	Ο	155	3	895	18	11	32	118	25	91	8	45	2,608	724

4 相談種類別対応状況

								対	心	i 1		 数							未
	対	助	継	他の	児	児	市	市	福祉	訓	児	児	指定	里	家	障 が	そ		対
	心	言	続	機関に	童福祉	童 委 員	町 村 指	町村	福祉事務所へ	戒	童 福 祉	童 福 祉	指定発達支援医療機関委託	親	庭 裁 判	い児施設等へ	の	計	応
相談種別		指	指	斡 旋 •	司指	の指	導委	送	の送致・	誓	施設入	施設通	医療機関	表安	所 に 送	うへの利用契約			件
ימ	J \	導	導	紹介	導	· 導	託	致	通知	約	所	所	委 託	託	致	契約	他		数
養護相談	児童虐待相談	39	271	2	13	Ο	2	65	Ο	Ο	29	Ο	Ο	3	Ο	0	0	424	0
相談	その他の相談	416	134	71	1	0	0	16	0	0	11	0	0	2	Ο	1	193	845	12
保	健 相 談	1	0	Ο	0	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	Ο	Ο	Ο	Ο	0	0	1	0
	肢体不自由 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0
障	視 聴 覚 障がい相談	Č O	0	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0
がいい	言 語 発 達 障がい等相談	155	0	Ο	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	Ο	Ο	0	1	156	Ο
相	重症心息障がい相談		0	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	Ο	Ο	Ο	Ο	3	0	3	0
談	知 的 障 かい 相 部		1	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	Ο	Ο	Ο	Ο	5	25	889	15
	発達障かれ 相 部		1	1	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	Ο	Ο	Ο	Ο	0	0	19	0
非行相	ぐ犯行為 等相 部		5	0	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	1	Ο	Ο	0	1	0	0	12	0
相 談	触法行為等相。	3	24	0	3	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	4	Ο	Ο	0	1	0	1	36	0
	性格行動相談	64	47	2	0	0	0	1	Ο	0	2	0	0	0	Ο	0	6	122	3
育成	不登校相影	18	5	0	Ο	0	Ο	0	Ο	0	0	0	0	0	Ο	0	1	24	1
相談	適性相影	88	0	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	3	91	Ο
טאַ	育 児 しつけ相談	8	0	1	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
そ	の他の相談	15	2	4	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	24	45	0
	計	1,688	490	81	17	0	2	82	Ο	0	47	0	0	5	2	12	254	2,680	31
構	成 片	63.0	18.3	3.0	0.6	0.0	0.1	3.1	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.2	0.1	0.4	9.5	100.0	

5 児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況

		調	医学(的診断	指導		小小	里診断	指導		そ	心理療	法・カワ)ンセリ:	ング等
		查	診	医	そ	知	発	人	そ	面	\mathcal{O}	医	児	児	そ
		社	察	学		//	\ +	45	の	接	他の		童	童	σ
		会	示		\sim	能	達	格	他	観	診		小小	福	他
		会診断指	٠ ا	的	の	検	検	検	の	察	断		理	祉	σ
		指指	指	検		15	15	15	検	· 指	指		司	司	所
		導	導	查	他	查	查	查	查	導	導	師	等	等	員
	児 童	581	23	Ο	2	205	75	58	43	836	0	0	96	0	0
	(再掲)児童虐待	198	4	0	1	8	2	11	11	304	0	0	36	0	0
	(再掲)非 行	13	5	0	1	8	0	18	11	65	0	0	12	0	0
中	保 護 者	2,535	10	0	3	0	0	0	4	263	0	0	0	0	Ο
	(再掲)児童虐待	1,084	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	102	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
央	そ の 他	5,042	0	0	1	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	2,150	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
\perp	(再掲)非 行	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童	397	12	0	0	228	125	44	51	949	5	0	33	0	1
	(再掲)児童虐待	127	5	0	0	8	5	6	11	381	1	0	23	0	0
出	(再掲)非 行	35	3	0	0	9	0	15	19	183	0	0	1	0	0
	保護者	1,849	10	0	0	1	0	0	0	232	4	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	695	3	0	0	1	0	0	0	8	4	0	0	0	0
雲	(再掲)非 行	181	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	その他	2,620	3	0	1	4	0	0	0	6	0	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	1,058	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	99	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0
-	児 童	927	1 0	0	0	97	52	9	68 38	465 258	0	0	329	0	0
	(再掲)児童虐待 (再掲)非 行	519 29	0	0	0	8	4 0			236	0	0	250 48	0	0
浜	(再掲)非 <u>行</u> 保 護 者	2,818	0	0	0	1 1	0	0 0	7 0	101	0	0	1	0	0
		1,676	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
╽⊞┟	その他	2,956	1	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	1,782	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	58	0	0	0	0	0	0	0	Ö	0	0	0	0	0
	児童	277	1	1	0	49	14	9	9	356	0	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	212	1	0	0	5	6	8	8	223	0	0	0	0	0
益	(再掲)非 行	2	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0
[保 護 者	1,617	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	О
	(再掲)児童虐待	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	5,446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲)児童虐待	3,683	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲)非 行	66	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	児童	2,182	37	1	2	579	266	120		2,606	5	0		0	1
	(再掲)児童虐待	1,056	10	0	1	29	17	31		1,166	1	0	309	0	0
	(再掲)非 行	79	8	0	1	18	0	33	37	286	0	0	61	0	0
合	保護者	8,819	20	0	3	2	0	0	4	630	4	0	1	0	0
	(再掲) 児童虐待	4,569	4	0	0	2	0	0	0	13	4	0	0	0	0
	(再掲)非 行	371	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	その他	16,064	4	0	2	4	0	0	1	43	0	0	0	0	0
計	(再掲)児童虐待	8,673	2	0	0	0	0	0	1	7	0	0		0	0
"	(再掲)非 行	392	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0
	計	27,065	61	1	7	585	266	120		3,279	9	0		0	1
	(再掲) 児童虐待	14,298	16	0	1	31	17	31		1,186	5	0		0	0
	(再掲)非 行	842	13	0	1	18	0	33	39	286	0	0	61	0	0

6 児童福祉施設一覧及び入所状況

(令和4年3月31日現在)

		=0			TO CO		児相別	——— 引入所	状況				3年周	是入所	——— 件数			—— 令和	3年月	 度退所	——— 件数	
	拖	設	名		現員	中央	出雲	浜田	益田	県外	中央	出雲	浜田	益田	県外	計	中央	出雲	浜田	益田	県外	計
松 汩	赤	十字	乳児	院	22	З	14	4	1	0	3	4	3	1	0	11	5	2	1	2	0	10
児童	双	樹	学	院	39	28	9	2	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	О	2
児童養護施設	安	来	学	園	41	24	10	3	3	1	2	0	0	0	Ο	2	5	0	0	0	0	5
設	聖	0 <u>5</u>	1	寮	32	0	0	16	16	0	0	0	7	5	0	12	0	0	3	4	0	7
治児療童	み	5 1	ハ (入	.所)	13	5	5	2	1	0	2	2	1	0	0	5	1	3	0	2	0	6
施心設理	み	5 1	ハ(通	所)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4
福祉	さ	ざな	み学	東	21 6	0	16 4	5 2	0	0	0	2 0	0	0	0	2 0	0	1 1	0	1 0	0	2 1
福祉型障がい	松	江	学	遠	10 9	9	1 0	0 1	0	0	1 0	1 0	0	0	0	2 0	0 1	0	0	0	0	0
ル い 児	く 児	るみ	邑美	園部	2 3	0	0	1 3	0	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児入所施	٦	< 13	学で	遠	13 6	0	0	9 5	4 0	0	0	0	1	0	0	3 1	2	0	1	0	0	4 1
設	仁	万の旨	里児重	童部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
児療型障	松	江 整	肢学	東	6 3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 0	0 2	0	0	0	0	1
設い	島	根整	肢学	園	4	0	0	3 4	1 0	0	0	0	0 3	0 1	0	0	0	0 1	0 2	0 1	0	0 4
支自 援立	わ		け学		12	5	3	2	2	0	3	1	2	1	0	7	3	0	1	0	0	4
援指 医定		立 病 I医療			7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療発機達		立 病工医療	院 機 センタ	ター	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関支県	玉	立病		縮) < 構	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外	-	双医療の他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
H		-ホー <i>』</i>			0	0	0	0	0	0	0 1	0	0		0	0 1	0 1	0				0 1
ファミ	:IJ-	-ホーム	カルマ	- レ	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
里				親	26	11	10	4	1	0	2	1	1	0	0	4	2	7	3	1	0	13
合				計	253 42	92 17	76 9	52 16	30 0	3 0	16 1	12 0	15 4	9 1	0	52 6	23 5		11 3	11 1	0	62 11
乳児	1	完 短	期 入	所	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6
自立挑	受助7	ホーム ¹	雪舟木	-Д	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1
自立	援助	カホーム	り(県	外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障がい児施設については、上段は措置、下段は契約に係る人数

7 相談種類別一時保護状況(所内保護)

		 区 分		実	人	員			一	保護						年	K	冷	別				
相談				(年)	要中爱	(付)			11-24/1 EE	小叹			0~	5歳			6~	11	₹	-	12~	14点	歳
相談種別			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養	児童	童虐待	10	26	29	20	85	6	20	1	10	1	10	4	5	4	7	18	10	4	7	6	3
護	そ	の他	7	15	19	6	47	0	5	1	1	1	6	5	1	3	1	6	1	2	6	З	3
障	が	١J	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非		行	6	4	1	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	3	1	0
育		成	6	3	3	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	0	1	0	0	1
保健	. そ	の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		29	48	52	28	157	6	25	2	11	2	16	9	6	10	11	27	12	13	16	10	7
合		計					4	4			3	3			6	О			4	6			
構	成	比									21.	.0%			38.	.2%			29.	3%			

相談種類別一時保護状況(委託保護)

		[V														—— 委			—— 先				
		区分		実	人 宴中爱	員 (H)			職権	保護					_	安			九				
相				(+):	支甲支	ענוזי					ı	児	童養	護施記	· 交		乳児	7 院	1		里	親	
相談種別			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養	児頭	童虐待	5	7	20	13	45	1	5	0	4	3	Ο	6	0	0	3	2	3	0	1	9	7
護	そ	の他	34	13	7	4	58	0	1	0	0	3	Ο	0	1	9	1	0	0	4	1	0	3
障	が	()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非		行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育		成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健	・そ	の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	О
	計	it 39 20 27 17			103	1	6	0	4	6	Ο	6	1	9	4	2	3	4	2	9	10		
合	āt						1	1			1	3			1	8			2	5			
構	構 成 比										12.	9%			17.	8%			24.	8%			

							退	Ī	听	划	τ	況				,	延 E			佳	呆 護	期間	1
	15 歳	以上			家庭	引取		施設	入所•	里親孝	託等		その	D他			<u> </u>			2	2 か月]以」	_
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
1	2	1	2	7	24	9	15	3	2	2	1	0	0	18	8	257	302	623	523	0	1	3	3
1	2	5	1	5	9	15	5	1	3	2	1	1	3	3	0	297	248	201	227	2	1	0	1
0	0	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	Ο	0	Ο	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	3	5	0	0	1	0	1	1	2	0	0	0	110	130	43	28	0	1	0	0
2	1	0	0	З	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	71	63	67	7	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0	Ο	0	0	0	0	0
4	5	6	3	18 41 26 20			20	6	5	5	3	4	3	21	9	735	743	934	785	2	3	3	4
	18 105							1	9			3	7			3,1	97			1	2		
11.5%																							<i></i>

			1																	1			
							退	Ī	听		<u> </u>	況					延 E	3 数		1	呆 護	期間	間
	その	他			家庭	引取		施設	入所•	里親委	託等		その	D他			уш. С	J 女X		2	2 かり	∃以_	<u> </u>
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
2	3	3	З	4	1	7	5	0	6	11	2	1	0	2	6	181	640	419	655	1	3	0	2
17	11	5	1	25	11	3	4	3	1	0	0	5	1	2	1	681	95	21	122	1	0	2	0
0	О	Ο	0	0	Ο	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ο	О	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	0	Ο	0	0	О	0	О	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	Ο	0	0	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	О	Ο	0	0	Ο	Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	14	8	4	29 12 10 9			3	7	11	2	6	1	4	7	862	735	440	777	2	3	2	2	
	45 60						2	3			1	8			2,8	314			į	9			
44.6%																							

8 一時保護の推移

				令	和元年	 度				和2年	 度			令	和3年	 度	
			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計
	力保護	実人員	89	54	60	35	238	47	40	41	39	167	29	49	53	33	164
יוופן	沙木 透	延人員	2,734	757	1,199	668	5,358	1,059	995	936	877	3,867	737	740	948	769	3,194
	托保護	実人員	43	19	17	19	98	30	9	14	17	70	39	22	27	11	99
女直	心体丧	延人員	1,062	295	316	997	2,670	704	176	230	511	1,621	883	716	598	772	2,969
	計	実人員	132	73	77	54	336	77	49	55	56	237	68	71	80	44	263
	ēΙ	延人員	3,796	1,052	1,515	1,665	8,028	1,763	1,171	1,166	1,388	5,488	1,620	1,456	1,546	1,541	6,163
所内保護	1日平均	月保護人員	7.5	2.1	3.3	1.8	14.6	2.9	2.7	2,6	2.4	10.6	2.0	2.0	2.6	2.1	8.8
保護	一人平均	匀保護期間	30.7	14.0	20.0	19.1	22.5	22.5	24.9	22.8	22.5	23.2	25.4	15.1	17.9	23.3	19.5

[&]quot;※実人員について、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

本表の実人員は本年度中に保護(委託)されていた児童数で、前年度からの継続児童、年度末継続児童も含む。

本表の延日数は、年度中に未退所の児童における年度末時点における入所日数のため、年度末継続児童も含む。

(本表における延人員÷実人員=年度中の一人あたりの平均保護(委託)日数を示す)

「7相談種類別一時保護状況」における延日数は、本年度中に退所(保護を解除)した児童における入所日から退所日までの日数。

9 里親登録数及び委託里親数

令和4年3月31日現在

上段:登録里親数(組) 下段:児童が委託されている里親数(組)

区分児相別	登録里親数 (区分を重複して登録している場合が あるため、内訳の合計とならない)	養育里親	養子縁組里親	親族里親	専門里親
中中旧等和談所	43	37	23	2	6
中央児童相談所	11	6	0	2	3
山東旧奈和沙庇	48	43	17	1	6
出雲児童相談所	10	7	0	1	2
浜田児童相談所	29	26	12	1	5
(A)	6	5	0	Ο	1
益田児童相談所	26	26	5	Ο	2
一 一 一 一 工 里 们	0	0	0	0	0
=1	146	132	57	4	19
計 	27	18	0	3	6

^{「7} 相談種類別一時保護状況」における実人員は、本年度中新規に保護(委託) された児童数。

[※]延日数については、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

10 里親委託児童の状況

区分	前年度末	令和3年度	同解除	令和3年度末			年	齢別委託	児童数		
児相別	配件及外委託児童数	新規委託 児童数	及び変更	委託児童数		O歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	小計
中央	11	4	1	11	男	0	0	4	1	1	6
4 ×	1 1	4	4	11	女	0	1	0	0	4	5
出雲	16	1	6	10	男	0	1	0	1	0	2
	16	l	O	10	女	0	3	3	3	2	11
;	6	4	3	4	男	0	1	0	0	0	1
浜 田	0		3	4	女	0	2	0	0	1	3
→ m	2	0	4	4	男	0	0	0	0	1	1
益田	2	U	I	I	女	0	0	0	0	0	0
計	35	6	14	26	男	0	2	4	2	2	10
ēΤ	30	0	14	20	女	0	6	3	3	7	19

11 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託児童の状況

区分	前午度士	令和3年度	一 同解除	令和3年度末			年		 児童数		
児相別	前年度末委託児童数	新規委託 児童数	及び変更	委託 児童数		O歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	小 計
中央	4	1	1	4	男	0	0	2	0	2	4
4 ×	4		ı	4	女	0	0	0	0	0	0
	1	0	4	0	男	0	0	0	0	0	0
	I	0	I		女	0	0	0	0	0	0
:= m	2	0	4	4	男	0	0	0	0	1	1
浜 田	_	0	I	I	女	0	0	0	0	0	0
→ m	2	0	4	4	男	0	0	0	1	0	1
益田	2	0	I	I	女	0	0	0	0	0	0
=⊥	9	1	4	6	男	0	0	2	1	3	6
計	9		4	0	女	0	0	0	0	0	0

※令和4年3月31日現在:事業所数2、定員12名

Ⅳ 令和3年度児童虐待相談補助統計

【虐待相談の状況】

1 新規虐待認定件数

(件数)

	中央	児童相	談所	出雲	児童相	談所	浜田	児童相	談所	益田	児童相	談所	新規虐	■待認 な	包 計	
	世帯	児童	章数	世帯	児童	直数	世帯	児童	置数	世帯	児童	 置数	世帯	児童	置数	通告件数
	LE,tp,	男	女	[四]市	男	女	四市	男	女	[E,tp,	男	女	[E'市'	男	女	
今和二年度	60	12	27	50	10)3	60	10)7	20	5	8	209	39	95	654
令和元年度	69	63	64	30	56	47	80	46	61	30	34	24	209	199	196	654
○ 和 ○ 左 庄	EO	10)1	EO	9	1	EG	11	10	26	6	2	201	36	64	760
令和2年度	59	59	42	50	48	43	56	62	48	36	34	28	201	203	161	768
今和2年度	40	7	3	50	10	09	56	1-	14	11	8	2	105	37	78	704
円削3年度	令和3年度 40	32	41	- 58	58	51	56	59	55	41	56	26	195	205	173	724

2 虐待相談の経路

(件数)

		家族	親戚	近隣知人	児童本人	学校等	警察	女性相談機 関	市町村	その他	計
14	- 米π	41	2	15	4	54	107	0	56	99	378
14	F 安X	10.8%	0.5%	4.0%	1.1%	14.3%	28.3%	0.0%	14.8%	26.2%	100.0%

3 令和3年度虐待通告の認定状況

(件数)

			身体	本的虐	待	性	的虐		ネ:	グレク	? -	小// D/	/ によ 理的虐			の他の 里的虐			計	
			世帯	児童		世帯	児童	 直数	世帯	児童	 直数	世帯	児童	 直数	世帯	児童		世帯	児重	重数
			Æ	男	女	巴市	男	女	一世市	男	女	中市	男	女	中中	男	女	E U	男	女
= ₹7	∄	Жη	50	9	1	4	,	1	11	8	1	37	7	5	63	13	30	105	37	78
副	定	数	50	56	35		0	1	44	44	37	31	38	37	03	67	63	195	205	173

4 虐待の重傷度と虐待種別の関係

		生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	Ē	+	
身	体 的 虐 待	0	4	33	50	4	91		
3	P	0.0%	4.4%	36.3%	54.9%	4.4%	100.0%	24.1%	
	うちー時保護	0	2	11	12	1	26	24.1/0	
	うち不同意保護	0	0	3	5	0	8		
性	的 虐 待	0	0	0	0	1	1		
"	ויייייייייייייייייייייייייייייייייייי	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.3%	
	うちー時保護	0	0	0	0	0	0	0.5%	
	うち不同意保護	0	0	0	0	0	0		
ーネ	グレクト	1	7	25	26	22	81		
1		1.2%	8.6%	30.9%	32.1%	27.2%	100.0%	21.4%	
	うちー時保護	0	3	16	8	1	28	21.4/0	
	うち不同意保護	0	2	2	1	0	5		
	による心理的虐待	0	0	23	48	4	75		
	にその心注引信は	0.0%	0.0%	30.7%	64.0%	5.3%	100.0%	19.8%	
	うちー時保護	0	0	3	0	0	3	19.0%	
	うち不同意保護	0	0	1	0	0	1		
2	の他の心理的虐待	0	0	35	71	24	130		
	けばらいい注言が言って	0.0%	0.0%	26.9%	54.6%	18.5%	100.0%	34.4%	
	うちー時保護	0	0	8	13	3	24	34.470	
	うち不同意保護	0	0	3	7	0	10		
		1	11	116	195	55	378		
.		0.3%	2.9%	30.7%	51.6%	14.6%	100.0%	100.0%	
	うちー時保護	0	5	38	33	5	81	100.070	
	うち不同意保護	0	2	9	13	0	24		

【被虐待児の状況】

5 被虐待児の年齢と主な虐待種別

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	āt	
0~3歳未満	8	0	22	15	20	65	17.2%
3歳~就学前	14	0	16	19	22	71	18.8%
小学生(1~3年)	29	0	15	8	19	71	18.8%
小学生(4~6年)	19	0	16	12	26	73	19.3%
中学生	13	0	11	11	31	66	17.5%
義務教育終了児童	8	1	1	10	12	32	8.5%
合 計	91	1	81	75	130	378	100.0%

6 虐待を受けていた期間

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	āt	
3ヶ月未満	17	0	22	32	30	101	26.7%
3ヶ月~1年未満	19	0	21	1	34	75	19.8%
1年以上~3年未満	12	0	8	7	20	47	12.4%
3年以上	9	0	13	12	18	52	13.8%
不明	34	1	17	23	28	103	27.2%
合 計	91	1	81	75	130	378	100.0%

7 被虐待児の身体等の状況(複数回答)

(件数)

							(11 ×//
	身体的 虐 待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待		計
知的・運動発達に遅れや偏りがある	46	1	33	15	46	141	37.3%
身体の成長に問題がある	2	0	5	2	2	11	2.9%
性格・行動上で気になる面がある	51	1	29	11	54	146	38.6%
問題行動(反社会的)が認められる	37	1	15	11	16	80	21.2%
ストレス反応と考えられる身体症状	8	0	2	11	14	35	9.3%
ストレス反応と考えられる心理的不安定さ	23	0	5	15	30	73	19.3%
保護者に対するネガティブな感情や行動	41	1	13	16	52	123	32.5%
虐待されている認識がないような行動	11	0	5	4	6	26	6.9%
調査時点では全項目に該当しない	14	0	35	34	37	120	31.7%

8 同居のきょうだいの有無と虐待の対象

(件数)

	本児のみ虐待	他のきょうだいも 全員虐待	虐待を受けていない きょうだい有り	=	+	
1人(本児のみ)	46	0	0	46	23.6%	
2人	19	47	0	66	33.8%	
3人	9	36	7	52	26.7%	
4人以上	2	23	6	31	15.9%	
合 計	76	106	13	195	100.0%	
	39.0%	54.4%	6.7% 100.0%		100.0%	

【虐待者の状況】

9 主たる虐待者

(作数)											
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	<u></u>					
実父	47	0	11	58	49	165	43.7%				
実父以外の父	7	1	1	2	15	26	6.9%				
実母	33	0	68	11	54	166	43.9%				
実母以外の母	0	0	1	2	1	4	1.1%				
その他の監護する男性	4	0	0	2	9	15	4.0%				
その他の監護する女性	0	0	0	0	2	2	0.5%				
合 計	91	1	81	75	130	378	100.0%				

10 児童が生まれたときの虐待者の年齢

(件数)

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待		+
	20歳未満	2	0	8	1	2	13	3.4%
虐	20~24歳	17	0	22	5	13	57	15.1%
習	25~29歳	29	0	20	18	28	95	25.1%
	30~34歳	20	0	11	19	34	84	22.2%
表 親	35~39歳	9	0	12	19	17	57	15.1%
"	40歳以上	5	0	4	7	12	28	7.4%
Ē	皇待者が実親以外	9	1	4	6	24	44	11.6%
	合 計	91	1	81	75	130	378	100.0%

11 養育環境(複数回答)

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の心理的虐待	計	
一人親家庭	11	1	36	3	23	74	37.9%
複雑な家族構成	10	0	5	1	2	18	9.2%
両親不和・DV あり	21	0	17	41	42	121	62.1%
虐待者の施設体験有り	2	0	8	2	6	18	9.2%
特になし	20	0	11	0	15	46	23.6%
不明	9	0	1	4	6	20	10.3%

12 虐待者の虐待についての認識

(件数)

							(11 8/2)
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
行為そのものを認めない	5	0	16	4	8	33	8.7%
行為は認めるが意図は否定	4	0	13	7	9	33	8.7%
行為は認めしつけと主張	16	0	2	2	20	40	10.6%
虐待を認めるが援助拒否	4	0	0	16	9	29	7.7%
虐待を認め援助を受け入れ	54	0	36	24	58	172	45.5%
不明	8	1	14	22	26	71	18.8%
合 計	91	1	81	75	130	378	100.0%

【家族形態】

13 世帯類型の状況

(件数)

							(। इस
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	=	†
実父母のみ世帯	24	0	8	21	13	66	33.8%
ステップファミリー	10	0	8	8	18	44	22.6%
母子のみ世帯	9	1	19	3	12	44	22.6%
父子のみ世帯	2	0	4	0	2	8	4.1%
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0	0.0%
祖父母同居	4	0	1	4	11	20	10.3%
その他	1	0	4	1	7	13	6.7%

14 世帯類型と虐待の重症度

						(11 &^,
	生命の危機	重症虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	<u>=</u> †
実父母のみ世帯	1	3	17	41	4	66
ステップファミリー	0	3	17	19	5	44
母子のみ世帯	0	2	18	19	5	44
父子のみ世帯	0	0	4	4	0	8
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0
祖父母同居	0	0	8	9	3	20
その他	0	0	2	6	5	13
合 計	1	8	66	98	22	195
	0.5%	4.1%	33.8%	50.3%	11.3%	100.0%

15 妊娠期・周産期の問題 (調査対象:0~就学前) (複数回答)

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	į	<u>;</u> †
望まない妊娠	1	0	3	0	2	6	4.4%
若年妊娠	7	0	14	10	13	44	32.4%
未熟児等での長期間母子分離	0	0	3	О	0	3	2.2%
母子健康手帳の未発行	0	0	2	1	0	3	2.2%
妊婦健診未受診	0	0	2	1	0	3	2.2%
調査時点では全項目に該当しない	8	0	8	15	17	48	35.3%
不明	6	0	10	8	11	35	25.7%

【家庭環境】

16 主たる生計者の就労状況

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	=	+
定職	39	0	20	32	45	136	69.7%
派遣、臨時、パート等	8	1	10	3	7	29	14.9%
無職	2	0	9	0	9	20	10.3%
その他	1	0	5	2	2	10	5.1%

17 世帯の経済状況の特徴(複数回答)

(件数)

							(। मुद्रा
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待		+
多額債務(借金)	5	0	10	4	7	26	13.3%
失業中	3	0	4	1	5	13	6.7%
浪費	1	0	8	6	10	25	12.8%
不安定就労	6	0	10	5	5	26	13.3%
問題なし	38	1	23	25	48	135	69.2%
その他	11	0	11	11	15	48	24.6%

18 虐待者のリスクと虐待種別(複数回答)

							(11 \$\times\)
保護者のリスク	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DV による 心理的虐待	その他の 心理的虐待	i	<u>†</u>
精神障がいまたはその疑い	26	0	12	22	38	98	25.9%
神経症またはその疑い	14	0	8	9	29	60	15.9%
人格障がいまたはその疑い	0	0	2	0	8	10	2.6%
知的障がいまたはその疑い	5	0	14	3	3	25	6.6%
身体上の病気や障がい	11	0	10	7	12	40	10.6%
情緒・感情が不安定	60	1	43	39	96	239	63.2%
気質・性格上の問題を有する	73	1	59	71	117	321	84.9%
アルコール依存症またはその疑い	5	1	11	14	17	48	12.7%
その他のアディクション	5	0	12	12	25	54	14.3%
独特の育児感	12	0	11	3	17	43	11.4%
子どもに対しネガティブな養育態度	51	0	27	10	61	149	39.4%
子どもの気持ちを読み取れない	51	0	43	30	74	198	52.4%
調査時点では全項目に該当しない	1	0	8	0	3	12	3.2%
不明	6	0	0	0	1	7	1.9%

	項目	É	 3計	備考
1.	虐待種別		378	
	身体的虐待	91	24.1%	*主たる虐待について計上
	性的虐待	1	0.3%	
	ネグレクト	81	21.4%	
	DVによる心理的虐待	75	19.8%	
	その他の心理的虐待	130	34.4%	
2.	被虐待児の年齢	3	78	
	○~3歳未満	65	47.00/	
	うち保育所等通所	43	17.2%	
	3 歳~就学前	71	40.00/	
	うち保育所等通所	64	18.8%	
	小学生(1~3年)	71	40.00/	
	うち学童等利用	17	18.8%	
	小学生(4~6年)	73	19.3%	
	中学生	66	17.5%	
	義務教育修了児童	32	8.5%	
3.	虐待を受けていた期間		878	
	3ヶ月未満	101	26.7%	
	3ヶ月以上 1 年未満	75	19.8%	
	1年以上3年未満	47	12.4%	
	3年以上	52	13.8%	
	不明	103	27.2%	
4.	虐待の重症度と虐待種別の関係 に持め重症度と虐待種別の関係		378	
	生命の危機あり	1		*生命の危険あり
	うち一時保護あり	0	0.3%	子どもの生命の危険あり
	うち一時保護不同意	0	1.1.7	*重度虐待
	重度虐待	11		うすぐには生命の危険はないが、子どもの健康や
	うち一時保護あり	5	2.9%	成長や発達に重要な影響が考えられる
	うち一時保護不同意	2	2.070	*中度虐待
	中度虐待	116		長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残す
	うちー時保護あり	38	30.7%	ことが危惧される
	うち一時保護不同意	9	00.170	* 軽度虐待
	軽度虐待	195		一時的な虐待と考えられるが、親や周囲の者が虐
	うちー時保護あり	33	51.6%	待と感じている
	うち一時保護不同意	13	01.070	特に恋している * 虐待の危惧あり
	プラー・・・	55		
	うち一時保護あり	5	14.6%	虐待行為はないが、子どもへの虐待を危惧する訴
	うち一時保護不同意	0	14.070	えがある
5		_	/378	
١٠.	知的・運動発達に遅れや偏り	141	37.3%	 *島根県版虐待アセスメント項目、評価3以上を力
	身体の成長に問題	11	2.9%	ウント
	性格・行動上で気になる面	146	38.6%	
	問題行動(反社会的行動)	80	21.2%	
	ストレス反応と考えられる身体症状	35	9.3%	
	ストレス反応と考えられる心理的不安定	73	19.3%	
	保護者に対するネガティブな感情や行動	123	32.5%	
	虐待の認識がないような行動	26	6.9%	
	調査時点では該当無し	120	31.7%	-
6	被虐待児の心理的、行動的状況(複数)		/378	
١٠.	集団不適応	59	15.6%	 *ダメージアセスメントより総合判断
	多動	50	13.2%	
	ク 	32	8.5%	
	非行	5	1.3%	
	乱暴	36	9.5%	
	<u>1.1 </u>	8	2.1%	
	反抗的	31	8.2%	
	子どもらしくない	6	1.6%	
		50	13.2%	
	衝動行動		13.2%	

項目	É	 含計	備考
過度な甘え	11	2.9%	=
無表情	12	3.2%	
性的問題	1	0.3%	
虚言	6	1.6%	
リストカット	5	1.3%	
言葉が荒い	30	7.9%	
自尊感情低下	27	7.1%	
不定愁訴	8	2.1%	
発育の遅れ	30	7.9%	
特になし	188	49.7%	
不明	13	3.4%	
7. 同居のきょうだいの有無と虐待の対象	1	95	
きょうだいなし	46	23.6%	*世帯数で集計
2 本児のみ 人 全員虐待	19	9.7%	
	47	24.1%	
本児のみ	9	4.6%	
3 全員虐待	36	18.5%	
虐待のないきょうだいがいる	7	3.6%	
4 本児のみ	2	1.0%	
人以全員虐待	23	11.8%	
上 虐待のないきょうだいがいる	6	3.1%	
8. 虐待児以外の子どもの状況(複数)		/149	
きょうだいに障害・疾患がある	49	32.9%	*きょうだいのある児童
きょうだいに乳児がいる	31	20.8%	
きょうだいに実子がいる	55	36.9%	
9. 乳幼児健診等受診状況(複数)		/378	
1.6歳児健診受診	122	32.3%	
1.6歳児健診未受診	18	4.8%	
3歳児健診受診	116	30.7%	
3歳児健診未受診	20	5.3%	
法定予防接種済み	133	35.2%	
法定予防接種未接種	34	9.0%	
年齢的に未確認	76	20.1%	
不明	100	26.5%	
10. 通告者	1	878	
家族	41	10.8%	
親戚	2	0.5%	
近隣・知人	15	4.0%	
児童本人	4	1.1%	
学校	54	14.3%	
警察	107	28.3%	
女性相談機関	0	0.0%	
市町村	56	14.8%	
その他	99	26.2%	
11. 受理後の初期対応における関係した機関(複数)	1	/378	
学校	211	55.8%	
保育所・幼稚園	131	34.7%	
教委	47	12.4%	
医療機関	33	8.7%	
児童委員・主任児童委員	6	1.6%	
福祉事務所	6	1.6%	
市町村	242	64.0%	
警察	149	39.4%	
女性相談機関	13	3.4%	
NPO 等民間	3	0.8%	
その他	41	10.8%	
12. 主たる虐待者		878	
実父	165	43.7%	

	項目		 合計	備考
	実父以外の父	26	6.9%	Ma S
	実母	166	43.9%	
	実母以外の母	4	1.1%	
	その他の監護する男性	15	4.0%	
	その他の監護する女性	2	0.5%	
13.	 主な虐待者受理時の年齢		378	
	20 歳未満	5	1.3%	
	20~24歳	13	3.4%	
	25~29歳	40	10.6%	
	30~34歳	68	18.0%	
	35~39歳	82	21.7%	
	40 歳以上	170	45.0%	
14.	児童が生まれた時の虐待者(実親)の年齢	3		
	20 歳未満	13	3.4%	
	20~24歳	57	15.1%	
	25~29歳	95	25.1%	
	30~34歳	84	22.2%	
	35~39歳	57	15.1%	
	40 歳以上	28	7.4%	
	虐待者が実親以外	44	11.6%	
15.	虐待者別虐待の頻度		378	*頻発的:4回以上繰り返され、間隔が1ヶ月未満
	頻発的	109	28.8%	のもの
	散発的	172		*散発的:虐待は初めてではないが、3回以下のもの
	今回初めて	58	15.3%	ただし、4回以上あっても、期間が1ヶ
	不明	39	10.3%	月以上間隔があいているもの
16.	虐待者の被虐待体験 に持ちの被虐をはいる。		378	
	あり	109	28.8%	
	なし	139	36.8%	
	不明	130	34.4%	
17.	養育環境(複数)	297	/195	
İ	一人親家庭	74	37.9%	*主たる虐待者で集計
	複雑な家族構成	18	9.2%	*世帯数で集計
İ	両親不和・DV あり	121	62.1%	
	虐待者の施設体験あり	18	9.2%	
İ	特になし	46	23.6%	
İ	不明	20	10.3%	
18.	虐待者の虐待についての認識	3	378	
İ	虐待そのものを認めない	33	8.7%	*主たる虐待者で集計
	行為は認めるが意図は否定	33	8.7%	
	行為は認めるがしつけと主張	40	10.6%	
	虐待は認めるが援助を拒否	29	7.7%	
	虐待を認め援助を受入	172	45.5%	
	不明	71	18.8%	
19.	世帯類型の状況	1	95	
	実父母のみ	66	33.8%	*世帯数で集計
	ステップファミリー	44	22.6%	
	母子のみ世帯	44	22.6%	
	父子のみ世帯	8	4.1%	
	父母無し世帯	0	0.0%	
	祖父母同居	20	10.3%	
	その他	13	6.7%	
20.		1304	4/378	*主たる虐待者で集計
	精神障がいまたはその疑い	98	25.9%	島根県版虐待アセスメント項目、評価3以上を力
	神経症またはその疑い	60	15.9%	ウント
	人格障がいまたはその疑い	10	2.6%	
	知的障がいまたはその疑い	25	6.6%	
	身体上の病気や障がい	40	10.6%	
		·		l .

	項目		 含計	備考
\vdash	切り	239	63,2%	佣 5
	気質・性格上の問題を有する	321	84.9%	
			1	
	アルコール依存症またはその疑い	48	12.7%	
	その他のアディクション	54	14.3%	←薬物・ギャンブル・借金などの依存症
	独特の育児観	43	11.4%	
	子どもにネガティブな養育態度	149	39.4%	
	子どもの気持ちを読み取れない	198	52.4%	
	調査時点では該当なし	12	3.2%	
	不明	7	1.9%	
21.	_ 主たる生計者の就労状況	1	95	
	定職	136	69.7%	*世帯数で集計
	派遣、臨時、パート等	29	14.9%	
	無職	20	10.3%	
	その他	10	5.1%	
22.	妊娠期・周産期の問題(複数)	142	/136	
	望まない妊娠	6	4.4%	*調査対象:O~就学前
	若年妊娠	44	32.4%	3/13/23
	未熟児等での長期間母子分離	3	2.2%	
	母子健康手帳の未発行	3	2.2%	
	妊婦健診未受診	3	2.2%	
	対解性診察支診 調査時点では該当なし	48	35.3%	
		35		
000	不明 ## 7 经这些记录性 (25.7%	
23.	, 世帯の経済状況の特徴(複数)		/195	
	多額債務(借金)	26	13.3%	*世帯数で集計
	失業中	13	6.7%	
	浪費	25	12.8%	
	不安定収入	26	13.3%	
	問題なし	135	69.2%	
	その他	48	24.6%	
24.	. 虐待につながる家庭の状況(複数)	575	/195	
	孤立	44	22.6%	*世帯数で集計
	経済的困難	86	44.1%	
	ひとり親家庭	65	33.3%	
	親の再婚により継父母あり	67	34.4%	
	夫婦間不和	49	25.1%	
	育児疲れ	49	25.1%	
	就労の疲労	7	3.6%	
	精神病・身体の病気	79	40.5%	
	アディクションによる問題	64	32.8%	
	アノイグションによる问题 独特の育児スキル	28	14.4%	
			7.2%	
	怠惰な家庭	14		
	母親の再婚による継父・内縁男性あり	23	11.8%	
25.	, 処遇・施設入所		30	
	乳児院	6	20.0%	*施設入所者で集計
	児童養護施設	12	40.0%	
	児童自立支援施設	1	3.3%	
	障がい児施設	5	16.7%	
L	その他	6	20.0%	
26.	施設入所に対する虐待者の同意		30	
	同意	20	66.7%	*施設入所方針の者で集計
	同意せず在宅で指導	0	0.0%	
	苦労して同意	5	16.7%	
	接触拒否	3	10.0%	
	家裁申立	2	6.7%	
27			0.7%	 *主な内容を1つ選択
~'·	・ 極続指导の状況 通所	209	55.3%	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	モニター依頼	136		 ←保育所、市の保健師等へのモニタリング依頼
1	1 1 1 2 - N 1 4 H	1.50		1~14 P M
	他機関でのカウンセリング等	15	4.0%	

女性相談の部

I 業務の概要

1 相談体制

女性相談(DV 被害男性からの相談を含む。)は、担当職員のほか、女性相談員(婦人相談員)が中心となって相談に応じています。

女性相談センター、女性相談センター西部分室のほかに、県内4か所の児童相談所に女性相談員を配置し、各所に専用の相談ダイヤルを設け、気軽に相談できる手段を確保しています。

女性相談員の所属・配置人数	所在地•電話	相談日•相談時間
	島根県松江市北田町48-1	電話相談:月~金 8:30~17:00
	相談ダイヤル:0852-25-8071	土・日 8:30~12:00、
		13:00 ~ 17:00
女性相談センター		面接相談:月~金 8:30~17:00
4名		(いずれも祝日、休日、年末年始を除く)
	性暴力被害者支援センターたんぽぽ	相談時間:月~金8:30~17:15
	相談ダイヤル: 0852-25-3010	(上記時間外、土日、祝日、休日、年 末年始はコールセンターにて受付)
女性相談センター西部分室	大田市大田町大田イ 236-4	
(あすてらす女性相談室)	県立男女共同参画センター内	
2名	相談ダイヤル:0854-84-5661	
中央児童相談所隠岐相談室	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	
1名	相談ダイヤル:08512-2-9810	相談日:月~金
出雲児童相談所	出雲市小山町 70	(祝日、休日、年末年始を除く)
2名	相談ダイヤル: 0853-21-8789	相談時間: 8:30~17:00
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	
1名	相談ダイヤル: 0855-28-3434	
益田児童相談所	益田市高津 4-7-47	
1名	相談ダイヤル:0856-31-1886	

2 相談業務

日常生活上の様々な女性の悩みについて広く相談に応じています。

相談は、電話及び面接により、問題解決のための助言、指導及び必要な情報提供を行います。

また、支援を必要とする女性や配偶者暴力被害者、性暴力被害者について、的確で速やかな支援を行うため、必要に応じて、本人及び本人の家庭状況、福祉諸制度の適用状況を調査するとともに、必要がある場合に心理学的・医学的・職能的判定を行います。

(1)電話相談

日常生活上の困りごとや、夫婦・家族の問題、そして、暴力被害女性の相談などに幅広く対応しています。適切な解決方法を共に考え、問題に応じて他の専門機関などを紹介しています。

(2)面接相談

電話相談から来所となるケースや他の機関から紹介されるケース、突然の来所のケースなどに対応しています。

特に、電話相談では解決しにくい複雑な問題や、暴力被害女性の相談については、来所相談を促し対応しています。

(3)専門相談

弁護士による無料法律相談を月1回(原則毎月第3金曜日、奇数月は女性相談センター、偶数月は女性相談センター西部分室)開催しています。

また、精神科医師による相談を月2回(女性相談センターでは原則毎月第4水曜日、女性相談センター西部分室では原則毎月第2水曜日)開催しています。

<相談状況(令和3年度窓口別相談受付件数)>

	女性相談	女性相談		児童相談別	斤・相談室		
	カンク	- ハーニー・ トランター ト	出雲	浜 田	益田	隠岐	計
面接相談	156	86	71	147	120	6	586
電話相談等	1,399	759	595	406	339	146	3,644
計	1,555	845	666	553	459	152	4,230

3 一時保護業務

配偶者等からの暴力、家庭の不和等何らかの事情で安全な場所が必要な女性をホテル事業等も活用し、一時的に保護し、関係機関との連携を図りながら問題解決に向けた助言や支援を行っています。

(1) 配偶者暴力被害者緊急避難支援事業(ホテル事業)

配偶者暴力被害者等及び同伴児(者)の一時保護が何らかの事情で直ちに行えない場合等に、緊急的に避難する場所を民間宿泊施設において確保し、宿泊費等を助成しています。

(2)暴力被害者等一時保護委託

暴力被害者等の状況に応じて、適切な社会福祉法人、民間シェルター等外部団体に一時保護の委託を行っています。

4 自立支援業務

早期に生活基盤を整え、安全に地域生活が送れるよう、各種支援制度の情報提供や手続支援等を行います。また、支援制度を持つ各機関との連携によりスムーズな支援体制づくりをします。

(1) ステップハウスの活用

直ちに住宅を確保することが難しい被害者等に対して、一時的な居所を提供し、早期の自立を促します。

(2) 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付事務

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則(平成19年島根県規則第14号)第1条の 規定に基づき、一時保護の方を対象として、県が行う配偶者等からの暴力被害者自立支援金の 貸付事務を行っています。

5 広報・啓発業務

女性保護事業や女性相談センター及び女性相談員の業務について、広く県民に周知し、理解をいただくと共に、困難を抱える多くの女性が相談につながるように、講演会の開催、各行政機関や民間団体が開催する研修会への講師派遣、リーフレットの作成・配布等の事業を行っています。

(1)「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」の開催

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、広く県民を対象とした講演会を開催して Nます。

(2) 研修会等への講師派遣

他の行政機関や民間団体が実施するDVや性暴力に関する研修会や講演会等に職員を講師として派遣しています。また、教育機関においてデート DV に関する研修を行い、被害の予防に努めています。

(3) 広報啓発用リーフレット等の作成

相談窓口を幅広くPRするため、リーフレット等により広報啓発しています。

6 関係機関との連携

(1)「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の開催

女性に対する暴力の被害者支援について、共通理解と認識を深めるために、県内7圏域ごと に市町村、市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、福祉事務所、保健所、病院、 警察署、法務局、公共職業安定所などで構成される関係機関連絡会を設置し、関係機関相互の 連携強化を図っています。

(2) 要保護児童対策地域協議会への参画

要対協への参画を推進し、児童虐待対応機関との連携を強化しています。

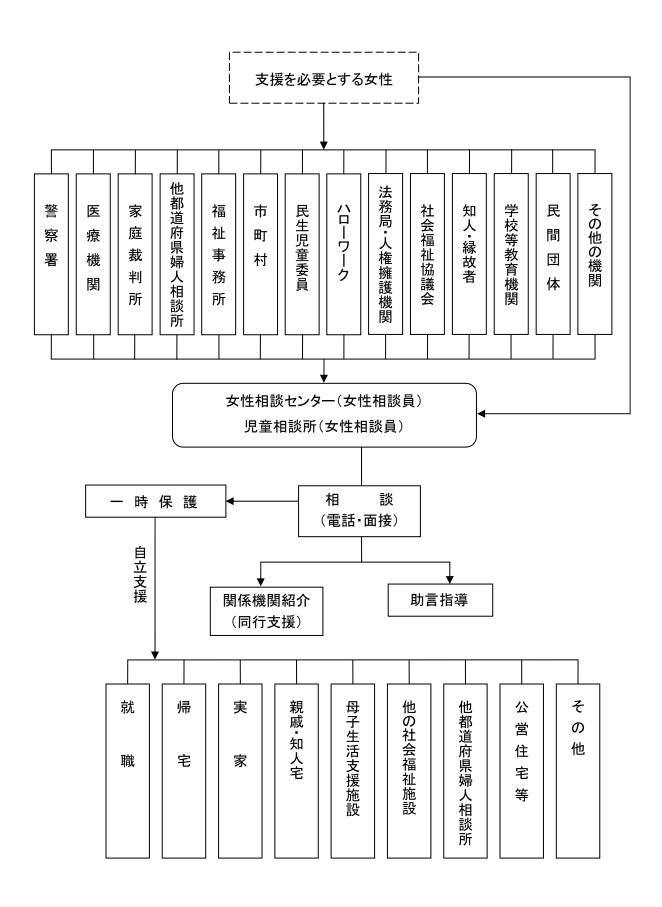
(3) 市町村関係部署等との連携

市町村担当部署、医療機関や民間団体等関係機関との連携・協働により被害者支援の充実を 図っています。

7 女性相談員等への研修の実施と参加

- (1)新任研修及び専門研修(主催する研修)
 - ①女性相談員•女性相談担当者新任研修
 - ②女性相談員•女性相談担当者専門研修
 - ③DV被害者支援事例検討会
 - 4性暴力被害者支援員専門研修〈委託事業として実施〉
- (2) 各種研究協議会等への女性相談員・女性相談担当者の派遣(研究・研鑽のための参加)
 - ①全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
 - ②中国・四国地区婦人保護事業研究協議会 など

Ⅱ 女性支援の流れ



県内児童相談所一覧

児童相談所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
島根県中央児童相談所	〒690-0823 松江市西川津町3090-1	(代)0852-21-3168	0852-21-3163
 隠岐相談室	〒685-0015	(代) 08512-2-9706	08512-2-9718
	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	(女) 08512-2-9810	00012-2-9110
島根県出雲児童相談所	〒693-0051	(代) 0853-21-0007	0853-21-0047
5. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	出雲市小山町70	(女) 0853-21-8789	0603-21-0047
島根県浜田児童相談所	〒697-0005	(代) 0855-28-3560	0855-28-3565
岛 恢宗从田汽里怕畝別	浜田市上府町イ2591	(女) 0855-28-3434	0000-20-0000
自担目共口旧辛妇拟品	〒698-0041	(代) 0856-22-0083	0856-22-0075
島根県益田児童相談所	益田市高津四丁目-7-47	(女) 0856-31-1886	0000-22-0075

※ (女)は女性相談ダイヤル

県内児童福祉施設一覧

(令和3年4月現在)

	施 設 名	設置主体	定員	所 在 地	電話番号
松泛	I 赤 十 字 乳 児 院	日本赤十字社	30	〒690-0884 松江市南田町162	0852-24-6417
児童	双樹学院	社福	60	〒690-0012 松江市古志原5-2-25	0852-21-5794
童養護施設	安来学園	社福	60	〒692-0001 安来市赤江町1768	0854-28-8107
設	聖喤寮	社福	50	〒699-3212 浜田市三隅町向野田409	0855-32-0104
自立援助ホーム	雪舟ホーム	個人	6	〒698-0023 益田市常盤町3-8	0856-22-7150
ファミリー	みしょう	社福	6	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	080-1936-5975
ホーム	カルマーレ	個人	6	〒698-0024 益田市駅前町2-7	0856-22-6130
児童心理治療施設	児童心理療育センターみらい	社福	20	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-8020
児童自立 支援施設	わかたけ学園	県	48	〒699-0403 松江市宍道町西来待1300	0852-66-0053
福	さざなみ学園	社福	30	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-2252
祉 型 障	こくぶ学園	社福	30	〒697-0005 浜田市上府町イ2589	0855-28-0145
が い 児	松江学園	社福	20	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	0852-85-3115
入 所	仁万の里児童部	社福	10	〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	08512-6-2289
施設	くるみ邑美園児童部	町	10	〒696-0102 邑智郡邑南町中野3595-18	0855-95-0327
医療型	松江整肢学園	社福	90	〒690-0864 松江市東生馬町15-1	0852-36-8011
障がい児入所施設	島根整肢学園	社福	100	〒695-0001 江津市渡津町1926	0855-52-2442
指定発達 支援医療	国立病院機構松江医療センター (筋萎縮症)	独立行 政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
機関	国立病院機構松江医療センター (重症心身障がい)	独立行 政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
母子生活 支援施設	島根東光学園	社福	20 (世帯)	〒690-0823 松江市西川津町832-2	0852-21-2970

